平成２４年（フ）第１５９４号
札幌市東区中沼西１条１丁目13番11―203号
債務者　姉歯　香織（旧姓白田）
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６２８号
札幌市北区篠路２条３丁目５番17号　林崎ビル402号
債務者　多田　真己（旧姓櫻田）
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６４６号
札幌市中央区南12条西11丁目２番２―307号
債務者　佐藤　京子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６５３号
札幌市白石区東札幌４条２丁目４番34号　ますみハイツＡ―８号
債務者　仁木　澄子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６６５号
札幌市西区西野４条３丁目10番７号　ラポール西野103号
債務者　松橋　　淳
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６６６号
札幌市北区麻生町５丁目７番29―505号
債務者　菅野　正人
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６７９号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目１番17―503号
債務者　松本　美紀
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６９９号
札幌市白石区本郷通２丁目北３番16―202号
債務者　佐藤　清文
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６号
北海道稚内市朝日２丁目４番10号
債務者　青木　憲和
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第１４号
群馬県沼田市下久屋町975番地４、前住所群馬県前橋市滝窪町539番地７
債務者　齋田　　力
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
群馬県富岡市神農原176―２　神林方、住民票上の住所群馬県富岡市神農原369番地７
債務者　田村　理恵
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１８６号
群馬県藤岡市岡之郷839番地１　レオパレスプラムＡ101号
債務者　小林　亮介
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１８８号
群馬県高崎市藤塚町281番地１
債務者　木下　友希（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２５５号
埼玉県熊谷市石原３丁目３番地　清水レジデンス201
債務者　大島　浩明
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２８７号
相模原市南区麻溝台８丁目12番５号　相模原荘４Ｆ
債務者　伊藤　　博
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２９０号
相模原市南区相武台団地１丁目５番15―44号
債務者　日比谷基嗣
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２９３号
相模原市緑区西橋本４丁目５番12号　２Ａ
債務者　磯川　文子（旧姓八木・西上・高橋）
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部